

# 平和

憲法  
九条法

2015年4月27日  
宣伝・対話・学習資料版 No.8

大阪憲法会議・共同センター

Tel:06-6352-2923, Fax:06-6352-3125

メール osaken1192@sepia.plala.or.jp

ホームページ <http://osaka-kenpou.web5.jp>

特集  
与党合意された  
「戦争立法」11法案

## 2法案で提出…改正10本を一括、政府方針 (毎日新聞 2015年04月23日)

政府は23日、今国会に提出する安全保障関連法案について、新たに制定する他国軍支援の国際平和支援法案と、自衛隊法など改正する10法案を束ねた一括改正法案の2法案として提出する方針を与党の関

係議員らに示した。採決の回数を抑えることで速やかな法案成立を図る狙い。

政府は5月14日か15日に法案を閣議決定し7月末までの成立を目指す。

### 「戦争立法」の11法制特徴と問題点

(赤旗 2015年4月27日一部抜粋)

#### 武力攻撃事態法——政府裁量で いくらでも

武力攻撃事態法の中に集団的自衛権の行使の根拠を創設しますが、発動要件は漠然と不明確で時の政府の裁量でいくらでも広がる危険があります。(中略)米国の先制攻撃に相手国が反撃した場合に攻撃参加することを否定せず、「集団的侵略」となる重大な危険があります。

自衛隊の自分の武器防護のための武器使用(自衛隊法95条)を米軍等の防護に転用するとされています。日米の共同パトロール中などでの不意な攻撃に即座に反撃するもので、事実上の集団的自衛権です。(中略)

#### 恒久法・周辺事態法——派兵 いつでもどこでも

派兵恒久法(国際平和支援法)は、米軍の戦争支援のために、いつでも地球上のどこにでも自衛隊を派兵するもの  
周辺事態法改定による「重要影響事態安全確保法」も

「日本の安全確保」が名目なのに、「周辺」という事実上の地理的制限を取り払い、地球の裏側まで米軍支援に出ます。いずれも米軍の武力行使を従来の「戦闘地域」まで行って支援し、自衛隊が敵軍との戦闘に巻き込まれる危険が飛躍的に高まります。さらに「戦闘の現場」で負傷兵などの捜索・救助を行うとしますが最も危険な任務です。

(中略)

#### 国連PKO法——武器の使用 大きく拡大

国際平和協力法(国連PKO法)の「改定」では、PKO活動のほかに人道支援や治安維持(安全確保)活動を新たに盛り込み、武器使用基準が大きく拡大され「任務遂行」のための射撃が可能となります。

住民等の「警護」任務が規定され「その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、警護」までおこないます。「駆けつけ警護」も規定され、紛争地で他国部隊の要請に応え、外敵からの攻撃に反撃します。まさに戦闘任務です。アフガニスタンやイラクなど紛争地での対テロ、ゲリラ戦が想定されます。(中略)

恒久法での海外派兵は「例外なき事前承認」が盛り込まれたと公明党は宣伝しますが、承認の対象はわずかに「派兵先と活動の種類」など。詳細な実施計画は「秘密」を盾に、国会には報告さえされません。

そのうえ、「7日以内に」議決することが国会に義務付けられ、米国の要請に応え素早く戦争参加する仕組みです。

その他、集団的自衛権や治安維持活動への参加などではいずれも「事後承認」が認められています。(以下略)

#### ◇安全保障関連11法案【改正案＝一括提出】

- ・武力攻撃事態および存立危機事態安全確保法(存立危機事態を新設)
- ・米軍行動円滑化法(存立危機事態にも適用)
- ・海上輸送規制法(同上)
- ・捕虜取り扱い法(同上)
- ・特定公共施設利用法(米軍以外の外国軍隊を対象に追加)
- ・国家安全保障会議設置法(審議事項の整理)
- ・重要影響事態安全確保法(周辺事態法を改正)
- ・船舶検査活動法(国際社会の平和と安全のための活動にも適用)
- ・自衛隊法(在外邦人救出、米軍の武器防護など可能に)
- ・国際平和協法力(国連平和維持活動＝PKO＝協法力を改正)
- 【新法】
- ・国際平和支援法(自衛隊海外派遣の恒久法)